

(第一面)

- | | | |
|------------------|------------------|----|
| 検査機関名
建築士事務所名 | 合同会社Y.STORY建築事務所 | 御中 |
|------------------|------------------|----|

備 考	☐ PDFファイルの受領ができないため、交付書類は紙による交付を希望します。 ※適合証明技術者に申請する場合、交付書類は紙による交付のみとなりますので、チェックは不要です。
-----	--

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄
				(証明年月日及び番号) 令和 年 月 日 第 号
	※備考欄			

2026年10月

中古住宅適合証明申請書

【フラット35】リノベ

(第二面)

＜申請者確認事項＞

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
- (1) 機構のフラット35に適用される技術的基準に適合していること。
- (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用について精算する場合があることを承知しています。
- 6 発行後の適合証明書の有効期間は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。
- 7 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めないことを承知し、これについて当該住宅の所有者の同意を得ています。
- 8 **【フラット35】リノベ又は【フラット35】中古プラスの利用に当たっては、金融機関への申込期間が定められており、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。**
- 9 フラット35の技術基準に不適合な場合は融資の対象とならないことを承知しています。

＜個人情報の取扱い＞

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的
- 検査機関及び建築士事務所(以下「検査機関等」といいます。)は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
- (1) 業務内容
- ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
- イ その他これらに付随する業務
- (2) 利用目的
- 物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。
- ア 検査機関等が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち、当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
- イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ウ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供
- 検査機関等は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	・ 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等 ・ 機構が行う【フラット35】リノベに関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・ 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・ アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発	中古住宅適合申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機構の【フラット35】リノベの融資の申込みを行う金融機関	・ 【フラット35】リノベに関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務	
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士の登録を実施する機関(注)(建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。)	・ 適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等	

(注) 登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会連合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。

中古住宅適合証明申請書
中古住宅適合証明書付表 1
【フラット35】リノベ
(第三面)

リフォーム工事の内容

[illegible]

(注1) 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。

(注2) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。
また、令和4年10月1日改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合する住宅に限りません。

(注3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。
また、令和4年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限りません。

(注4) 劣化対策等級3以上等： 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策（一戸建て以外の場合に限りません。）が必要

(注5) 長期優良住宅の認定が取消されたものではないことを確認してください。取消されている場合は、フラット35（金利Aプラン）を利用できません。
また、令和4年10月1日改正前の長期利用環境等とするための措置及び維持保全の方法の基準に適合するものを含みません。

中古住宅適合証明申請書
中古住宅適合証明書付表2
【フラット35】リノベ
(第四面)

住宅番号※	
-------	--

※マンションの場合に限ります。

※間取り図等が本書式内に収まらない場合は、別紙として提出しても構いません。
別紙で提出する場合は、その旨を本書式に明記してください。

1 写真撮影箇所(工事後の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。)

A large rectangular area filled with a light orange grid pattern, intended for drawing or photographing the renovation site.

中古住宅適合証明申請書
中古住宅適合証明書付表 3
【フラット35】リノベ
(第五面)

住宅番号※

※マンションの場合に限ります。

1. 申請に係るリフォーム工事箇所について、工事中の写真を貼り付けてください。
(断熱改修工事、耐震改修工事など工事後に工事内容を確認できない工事箇所に限ります。)
2. 本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。
3. 全ての写真の撮影時には、黒板、画用紙等に以下の情報を記載した上で、一緒に撮影してください(電子黒板アプリで撮影する場合は以下の情報を表示して撮影してください。)。
一戸建て等:①撮影日、②建物の所在地(地名地番又は住居表示)
マンション:①撮影日、②マンション名、③住戸番号

※写真を撮り忘れた場合又は黒板、画用紙等を含めずに写真を撮影した場合は、
申請内容に基づくリフォーム工事が確実に実施されたことがわかる領収書や納品書等により代替できる
場合がありますので、検査機関等にご相談ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事中)

◆ リフォーム工事実施箇所(工事中)

中古住宅適合証明申請書
中古住宅適合証明書付表 4
【フラット35】リノベ
(第六面)

住宅番号※

※マンションの場合に限ります。

1. 申請に係るリフォーム工事箇所について、**工事前**の写真を貼り付けてください。
2. 本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。
3. 全ての写真の撮影時には、黒板、画用紙等に以下の情報を記載した上で、一緒に撮影してください(電子黒板アプリで撮影する場合は以下の情報を表示して撮影してください。)
一戸建て等:①撮影日、②建物の所在地(地名地番又は住居表示)
マンション:①撮影日、②マンション名、③住戸番号

※写真を撮り忘れた場合又は黒板、画用紙等を含めずに写真を撮影した場合は、申請内容に基づくリフォーム工事が確実に実施されたことがわかる領収書や納品書等により代替できる場合がありますので、検査機関等にご相談ください。

◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)

◆ リフォーム工事実施箇所(工事前)